

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、重度又は中程度の持病があることによる日常生活阻害慰謝料の増額分として、月額各3万円の賠償が認められるとともに、申立人夫について、居住期間が60年以上にわたっていたこと、自宅兼事務所で建築士事務所等を営み、25年以上の間、浪江町を中心とした地元の顧客を獲得して業務を行っていたほか、種々の地域活動に参加していたなど、地域社会等との関わり合いが強かったことを考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額250万円から50万円増額した300万円の賠償が認められた事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1（以下「申立人1」という。）、申立人X2（以下「申立人2」といい、申立人1及び申立人2を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人と申立人らは、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人1の損害

(1) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）⑥による増額分） 252万0000円

期 間 自 平成23年 4月15日
至 平成30年 3月31日

(2) 損害項目 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）
300万0000円

2 申立人2の損害

損害項目 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）⑥による増額分） 255万0000円

期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成30年 3月31日

第2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害に係る賠償金として合計807万0000円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1の1(2)記載の損害に関する賠償金として250万0000円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年9月26日

（仲介委員 松井 良憲）